

# 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鳥取県東部広域行政管理組合

## 1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.5%
全職員	76.3%

## 2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
局長・次長相当職	—	※1
課長相当職	—	※2
課長補佐相当職	87.6%	
係長相当職	90.8%	

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	※3
31～35年	90.0%	
26～30年	96.8%	
21～25年	92.4%	
16～20年	—	※4
11～15年	96.6%	
6～10年	96.1%	
1～5年	102.9%	

### 【説明欄】

#### 【任期の定めのない常勤職員】

扶養手当や住居手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、給与の男女の差異が生じる一因となっている。

女性職員の人数が少ないことから同じ勤続年数の区分の中での男女の勤続年数の平均値に差が生じるため、給与の男女の差異が生じる一因となっている。

#### 【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

再任用職員は会計年度任用職員よりも給与水準が高く、再任用職員は全員が男性であるため、給与の男女の差異が生じている。

※1 一方の性別の職員しかいないため「—」と記載

※2 一方の性別の職員が1名しかいないため「—」と記載

※3 一方の性別の職員しかいないため「—」と記載

※4 一方の性別の職員しかいないため「—」と記載

勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。他機関からの派遣職員は、派遣元の機関の勤続年数を通算している。